

国住指第4939号  
平成23年3月25日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 構造計算適合性判定等の円滑化について

貴職におかれましては、建築基準法の円滑な施行に向けた取組にご尽力いただきておりますことを感謝申し上げます。

さて、昨年6月からの建築確認手続き等の運用改善や各特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における取組みにより、建築確認手続きに要する日数は相当程度短縮されたところです。

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）等を踏まえ、建築確認手続きの円滑化を確実なものとするため、関係者との緊密な連携のもと、下記により、取組みの一層の強化・継続をお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

### 記

#### 第1 指定構造計算適合性判定機関の指定手続き等の改善

指定構造計算適合性判定機関（以下「適判機関」という。）の指定の検討については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（平成19年12月17日付け国住指第3425号）」において通知しているところであるが、手続きに係る公正の確保及び透明性の向上に向け、適判機関の指定に関し定めている審査基準を適切な方法により公表するとともに、指定を受けようとする者からの申請がなされた場合には遅滞なく審査を開始するなど、行政手続法の規定に基づき適切に処理するとともに、適判機関数が少ない場合に新たな適判機関の指定について改めて検討するようお願いする。

また、適判機関の指定に際して業務の対象を都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に限定するなど、審査能力と無関係に参入抑制等の観点から対象建築物の範囲を限定している例や、複数ある適判機関の中から年度ごとに一機関を特定して建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）より判定を依頼する例が見受けられるが、一部の適判機関への案件の集中は審査の長期化等の原因となりかねないことから、都道府県知事においては適判機関を指定する際に、業務の対象となる建築物を合理的な理由なく限定しないよう、また、建築主事等においては判定を依頼する適判機関を決定する際に、特定の機関に案件が集中せず迅速に処理されるよう、留意して決定するようお願いする。

## 第2 適判機関による事前相談の推進

適判機関における事前相談については、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成19年9月25日付け国住指第2327号、平成19年12月17日付け国住指第3425号）において通知しているところであるが、建築主事等においては、確認審査に係る事前相談の際に適判機関を積極的に決定するとともに、決定された適判機関においては事前相談にきめ細かく対応を図るよう改めてお願いする。また、審査の円滑化の観点から、事前相談の際と本申請の際とで担当する判定員を可能な限り同一の者とするようお願いする。

## 第3 確認審査及び構造計算適合性判定審査に係る共同事前相談の円滑化

大規模な建築物等高度な工学的判断を要する案件に関しては、建築主事等と適判機関とが共同事前相談を通じて情報の交換・共有を図ることにより、審査の円滑化が見込まれるとの意見が多い一方、適判機関の選択肢が少ないとによる立地、日程調整等の問題が共同事前相談の実施を困難にしていると指摘されている。このため、第1においてお願いした適判機関の指定手続き等の改善を通じ、適判機関に関する選択肢を増やすようお願いする。

## 第4 建築行政の共同実施について

審査能力の維持・向上や必要な人材の確保・育成等を図りつつ、きめ細やかつ効率的な建築行政を実施するため、特定行政庁においては、地域の実情に応じて、建築主事や建築審査会の共同設置等を行うことができる。